

平成十九年九月二十七日提出
質 問 第 六 二 二 号

救急医療（患者の搬送等を含む）体制強化推進のため省庁間で交わされる覚書に関する質問主意書

提出者 武正公一

救急医療（患者の搬送等を含む）体制強化推進のため省庁間で交わされる覚書に関する質問主

意書

妊婦等のたらい回し事件はあつてはならないことであり、各省庁間の協力による救急医療（患者の搬送等を含む）体制強化のための対策は、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 第二次大戦後、救急医療（患者の搬送等を含む）に関して各省庁間で交わされた覚書の数をそれぞれ省庁対省庁別に明らかにされたい。

二 右一のうち、厚生労働省（旧厚生省を含む）と消防庁の間で交わされた覚書の数と内容を詳細にわたり明らかにされたい。

三 右一、二のうち、現在も効力を持っている数をそれぞれ明らかにされたい。

四 政府は、これらの覚書は有効に機能していると考えているか。また、今後見直しを図る必要性について見解を明らかにされたい。

右質問する。